

元自衛官の再任用（陸上自衛官）に関する募集のお知らせ

1 受付期間

令和7年5月20日（火）～令和7年7月3日（木）（締切日必着）

2 採用予定日

令和7年10月1日（水）

3 採用予定部隊、採用予定数等

採用後の補職及び必要な特技についてはお近くの自衛隊地方協力本部を通じ、採用予定部隊等にお問い合わせください。

(1) 幹部（下表のとおり8名）

方面等	部隊等(駐屯地又は分屯地)	職 種	階 級	予定数
北部 方面隊	第4普通科連隊 (帯広)	普通科	1等陸尉	1
中部 方面隊	第14普通科連隊 (金沢)	普通科	1等陸尉～ 3等陸尉	1
		システム通信科		1
		衛生科		1
	第10通信大隊 (守山)	システム通信科	2等陸尉～ 3等陸尉	1
	第10師団司令部付隊 (守山)	共 通	2等陸尉～ 3等陸尉	1
西部 方面隊	第8飛行隊 (高遊原分屯地)	航空科	2等陸尉	1
	西部方面後方支援隊	共 通	2等陸尉	1

(2) 曹（下表のとおり４３名）

方面等	部隊等（駐屯地）	職 種	階 級	予定数
陸上 総隊	水陸機動団 （相浦）	普通科	1等陸曹～ 3等陸曹	1
	システム通信団 （市ヶ谷）	システム通信科	1等陸曹～ 3等陸曹	1
	中央即応連隊 （宇都宮）	施設科	3等陸曹	1
北部 方面隊	第1特科団 （北千歳）	情報科	2等陸曹	1
	第1特科団 （上富良野）	野戦特科	1等陸曹	1
東北 方面隊	東北方面特科連隊 （郡山）	野戦特科	2等陸曹	1
	東北方面特科連隊 （岩手）	野戦特科	3等陸曹	1
	東北方面後方支援隊 （岩手）	共 通	3等陸曹	1
東部 方面隊	第32普通科連隊 （大宮）	普通科	1等陸曹	1
	第1後方支援連隊 （朝霞）	施設科	2等陸曹～ 3等陸曹	2
	第1後方支援連隊 （練馬）	システム通信科	2等陸曹～ 3等陸曹	2
	第1後方支援連隊 （練馬）	武器科	2等陸曹～ 3等陸曹	2
	第1後方支援連隊 （板妻又は駒門）	武器科	2等陸曹～ 3等陸曹	2
	第1後方支援連隊 （練馬）	需品科	2等陸曹～ 3等陸曹	1
	第1後方支援連隊 （練馬）	衛生科	2等陸曹～ 3等陸曹	6
	第30普通科連隊 （新発田）	普通科	3等陸曹	1
	第31普通科連隊 （武山）	普通科	3等陸曹	1

方面等	部隊等(駐屯地)	職 種	階 級	予定数
東部 方面隊	第 3 0 7 施設隊 (宇都宮)	施設科	3 等陸曹	1
西部 方面隊	第 4 2 即応機動連隊 (北熊本)	普通科	2 等陸曹	1
	第 8 後方支援連隊 (北熊本)	衛生科	3 等陸曹	1
		武器科	3 等陸曹	3
		システム通信科	3 等陸曹	1
	第 8 後方支援連隊 (玖珠)	武器科	3 等陸曹	2
	第 8 後方支援連隊 (川内)	施設科	3 等陸曹	1
	西部方面管制気象隊 (目達原)	航空科	3 等陸曹	1
	西部方面後方支援隊 (小郡)	武器科	3 等陸曹	1
	西部方面会計隊 (健軍)	会計科	3 等陸曹	3
	九州補給処 (目達原)	会計科	3 等陸曹	1
大臣 直轄	第 1 2 1 地区警務隊 (帯広)	警務科	3 等陸曹	1

(3) 士(下表のとおり 3 5 名(基準))

部隊等	階 級	予定数
全ての部隊	陸士長	3 5

4 応募資格（基準）

(1) 幹部

任用期日（採用日をいう。以下同じ）において、元自衛官再任用訓令第2条に定める年齢の者で、幹部として1年以上勤務した経験を有し、かつ、次に示す条件のいずれかを満たす者

ア 職種の初級運用特技以上を有していた（看護官にあつては、幹部初級課程「衛生科（看護師）」を修了した）元陸上自衛官

イ 陸上自衛隊の幹部初級課程又は特技課程に相当する教育を修了した元海上自衛官及び元航空自衛官

(2) 曹

任用期日において、元自衛官再任用訓令第2条に定める年齢の者で、曹として1年以上勤務した経験を有し、かつ、次に示す条件のいずれかを満たす者

ア 職種の中級特技以上を有していた元陸上自衛官

イ 陸上自衛隊の陸曹特技課程に相当する教育を修了した元海上自衛官、元航空自衛官

(3) 士

任用期日において、元自衛官再任用訓令第2条に定める年齢の者で、士長として勤務した経験を有し、かつ、次に示す条件のいずれかを満たす者

ア 職種の初級特技を有していた（初級特技の設定がない特技については、中級特技を認定される要件を離職前に具備していた）元陸上自衛官

イ 海士特技課程を修了した元海上自衛官及び中級（専門員）特技以上を有していた元航空自衛官

(4) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定により、自衛隊員となることができない者

(7) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 選考等

(1) 受験手続

ア 志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A 4 版)に切手を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「元自衛官の再任用志願書類」の請求であることを明記してください(注意 1)。

自衛官募集ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。

注：2024年10月1日より、51グラム以上100グラム以下の定形郵便の切手の値段は140円から180円に変更となっています。

イ 志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項 目	内 容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。 また、応募種別欄のその他を○で囲み、()内に「元自衛官の再任用」と記載してください。	1部
返信用封筒 (長形3号)	宛先を明記し、返信用切手を貼ってください (注2)(注3)。	1部

注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：2024年10月1日より、25グラム以内の定形郵便の切手の値段は84円から110円に変更となっています。

注3：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日はそれぞれ異なりますので、志願票を提出時に自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。また、試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。

ウ 志願に関する注意事項

志願書類に記入もれ、その他の不備がある場合は、受理しないことがあります。また、受理後は、志願事項の変更は認めません。

(2) 選考要領

ア 第1次選考

元自衛官であった際の勤務成績（人事評価の結果又は勤務評定に基づく勤務成績報告書の評価）、勤務実績等から書類審査により選考します。

イ 第2次選考

口述試験及び身体検査により選考します。

- (3) 第2次選考期日及び選考会場
担当方面隊等より本人に通知します。

6 採用予定者等への通知

(1) 第1次選考合格者の発表

- ア 合格発表日：令和7年7月18日（金）
- イ 合格者に対し、2次選考受験票を本人宛に送付します。
- ウ 1次試験不合格者の志願書類は、後日、返信用封筒をもって返却します。

(2) 第2次選考合格者の発表

- ア 合格発表日：令和7年9月5日（金）
- イ 合格通知書を本人宛に送付します。（不合格者には通知しません。）
- ウ 合格者は、採用候補者名簿に記載され、意向調査を実施します。採用に応諾した者は採用予定者となり、採用通知書を本人宛に送付します。
- エ 採用予定階級、採用予定部隊等については、採用通知書に記載します。

7 身 分

特別職国家公務員（自衛官）

8 職種の指定及び特技の付与

(1) 職種の指定

- ア 原則として自衛官を退職する際に指定されていた職種を指定します。元海上自衛官及び元航空自衛官であった者は、自衛官であったときの職種・職域と類似する職種を指定します。
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合には再任用者の希望する職種とすることができます。
 - (ア) 再任用者が自衛隊を退職後、特別の資格又は技術を修得し、これに関係のある職種を希望する場合
 - (イ) 再任用者が自衛隊を退職後、相当な期間にわたり従事した職業又は職務に関係のある職種を希望する場合

(2) 特技の付与

原則として自衛官を退職する際に保有していた特技を付与します。元海上自衛官及び元航空自衛官であった者は、幹部一般課程又は幹部、陸曹及び新隊員特技課程等を履修し、当該課程修了により付与するものとし、自衛隊退職前に陸上自衛隊の幹部、陸曹及び新隊員特技課程等を修了し、所定の特技認定要件を具備している場合は、採用時に付与します。

9 再任用時の採用部隊等配置基準

志願票を提出した方面隊等を基準に配置されます。

10 その他

(1) 士長の採用部隊は、志願した部隊以外で採用される場合があります。

(2) 住所等を変更した場合

志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに志願書類提出先（自衛隊地方協力本部）に書面にて連絡してください。

(3) 受験のための費用は自己負担になります。

(4) その他不明な点は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

主な身体検査の合格基準

検査項目	男 子	女 子
身 長	150 cm以上のもの	140 cm以上のもの
体 重	身長と均衡を保っているもの（注１）	
視 力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴 力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯（治療を完了したものを除く。）のないもの	
その他 尿 検 査 胸部X線検査等 （注２）	- 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの - 慢性疾患には次のものも含まれます。 - 気管支喘息（小児期に喘息と診断されたが、最近３年間は無治療で発作のないものは除く。） - 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 - 腰痛及び腰痛の既往歴のあるもの（２年以上無症状で再発の恐れのないものを除く。） 脊椎疾患に関わる手術を２年以内に受けたもの - てんかん、意識障害の既往歴のあるもの（ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往（服薬なしで発作が過去５年間なく、再発の恐れがないもので診断書等が必要）等を除く。） - 過度の肥満症 - 高血圧症、低血圧症 - 開腹手術の既往歴がないもの（ただし、次のものを除く。） - 外そけい・臍ヘルニア根治術 - 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 - 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後１年以上再発・後遺症がないもの - 開腹手術の実施後５年以上再発・後遺症がないもの - 刺青がないもの（注３）・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注１：「身長と均衡を保っているもの」の基準については身体検査時における合格基準表のとおり。なお、体重が基準を超過していても、体脂肪率を測定して、男子３０％未満、女子３５％未満の場合は合格となる場合があります。

注２：「既往歴」「手術歴」のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。故意に事実と異なる申告をした場合は、判明した時点で不合格となることがあります。

注３：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障をきたす疾患（重篤な症状をきたす可能性の高い食物アレルギーなど）について不合格となることがあります。

※ 身体検査のため、Ｔシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

身体検査時における合格基準表（身長及び体重）

男子

身長	体重	体重超過の 判定基準
cm		Kg 以上
150.0～	44	65
152.0～	45	67
155.0～	47	69
158.0～	47.5	71.5
161.0～	48	74
164.0～	49	76.5
167.0～	50	79
170.0～	52	81.5
173.0～	54	84
176.0～	56	86.5
179.0～	58	89
182.0～	60	91.5
185.0～	62	94
188.0～	64	96.5
191.0～	66	99

女子

身長	体重	体重超過の 判定基準
cm	Kg 以上	Kg 以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

頭文字	元自衛官の再任用志願票									
ふりがな氏名					写 真		受付 地方協力本部 又は部隊等名 受 験 番 号 年 月 日 試 験 場			
ふりがな旧氏名	(年 月改め)				年 月撮影					
生 年 月 日	昭和 平成 (満 歳)			職 業						
志 願 希 望 部 隊	第1希望：			第2希望：			第3希望：			
退 職 時 (退職時特別昇任者に あっては退職日前日 の状況を記入)	階 級		認識番号		職 種		特 技			
	駐屯地等名		部隊等名		退職理由					
入 隊 ・ 退 職 年 月 日	年 月 日 入隊 年 月 日 退職			予備自衛官等の 有 無	有 (階級 職種) ・ 無					
ふりがな 現 住 所	郵便番号 — 電話番号 (携帯可) () — メールアドレス (連絡希望者)									
ふりがな 家 族 等 連 絡 先	氏名 続柄 住所 郵便番号 — 電話番号 (携帯可) () —									
自 衛 隊 で の 勤 務 歴 (新しい順)	所属部隊等名		従事していた業務内容			期 間				
						年 月～ 年 月				
						年 月～ 年 月				
自 衛 隊 退 職 後 の 勤 務 歴 等 (新しい順)	勤務先 (部課まで)		所在地 (市町村名まで記入)			期 間				
						年 月～ 年 月				
						年 月～ 年 月				
自 衛 隊 退 職 後 の 学 歴 等 (新しい順)	学校等名	部科名	所在地 (市町村名まで記入)		期 間			卒業・中退別		
					年 月～ 年 月			卒業・中退		
					年 月～ 年 月			卒業・中退		
資 格 免 許	資格免許名		取得年月日		資格免許名			取得年月日		
私は、元自衛官の再任用選考試験を受験したいので申し込みます。 私は、日本国籍を有しており、自衛隊法第38条第1項各号のいずれにも該当していません。 また、この志願票の記載事項は事実と相違ありません。 年 月 日 氏名 (自筆)										

注： 1 青又は黒インク（ボールペン可）で本人が楷書ではっきりと記入してください。
2 右上の二重線内の「受付・試験場」欄には記入しないでください。
3 記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。
4 記入事項に不正があると採用を取り消されることがあります。
5 志願票に記載した内容は、自衛官等の募集以外の目的で使用することはありません。

注欄は記入しないでください。

自衛隊受験票

受付地方
協力本部

注

応募種別	一般幹部候補生「大卒程度・院卒者」、幹部候補曹、医科・歯科幹部自衛官、キャリア採用幹部(陸・海・空)、技術曹(陸・海・空)、航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生、防衛大学校学生「推薦・総合選抜・一般」、防衛医科大学校学生「医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)」、陸上自衛隊高等工科学校生徒「推薦・一般」、予備自衛官補「一般・技能(陸上)・技能(海上)」その他()	
受験番号	注	写 真 (志願票と同じものを貼り付ける。) 縦4×横3cm
ふりがな 氏 名		
試験場	注	
試験日時	注	

- 注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。
 2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。
 3 キャリア採用幹部志願者は、陸・海・空の区分を○で囲むこと。
 4 技術曹志願者は、陸・海・空の区分を○で囲むこと。
 5 防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。
 6 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。
 7 陸上自衛隊高等工科学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。
 8 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。

受 験 上 の 注 意

- 1 この票を持参しない者は、試験場には入れません。
- 2 当日は試験開始30分前までに試験場に到着し、受付にこの票を提示してください。
- 3 この票は試験時間中、机の上に置いてください。
- 4 試験場では、係員の指示に従ってください。係員の指示に従わない者は、退場させることがあります。